

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年5月14日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

平成31年3月29日

狭山市長 小谷野 剛

## 平成30年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,829,190千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 財産収入		千円 135	千円 197	千円 332
	1 財産運用収入	135	197	332
歳入合計		10,828,993	197	10,829,190

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 419,651	千円 197	千円 419,848
	1 基金積立金	419,651	197	419,848
歳 出 合 計		10,828,993	197	10,829,190